

海軍公報

第四百二十一號

昭和三年六月一日(金)

海軍大臣官房

○通牒

艦本第三五九二號

昭和三年六月一日

海軍航空本部

監督官略稱ニ關スル件
關係各廳御中

從來公文書類中監督官關係ノ略稱區々ニ使用セラレ居
リ不齊一二付爾今之ヲ左記ノ通一定致候

右通知ス

記

首席監督官ニ對シテハ

在東京首席監督官

其ノ他ノ監督官ニ對シテハ

在東京某造兵監督官

(特
必
モ
ノ
ト
ス
要
ア
ル
場
合
ハ
「
艦
本
」
「
航
空
」
「
某
某
」
ノ
下
ニ
記
入
ス
ル

給四級俸
依願免本官(三等海軍省)

海軍少尉候補生

海軍技手 平野 茂

田中 益太郎

榆野 武良

志村

角田

白石

求

川村

木見

直三

政信

則

士正

良則

世吉

一郎

吉郎

博武

一郎

吉郎

海軍公報 第四百二十一號 昭和三年六月一日

五四五

(各通)

同 同

能士長 北田長三 遠灘稻藤林高種手三篠高中福山吉島城
勢岐 山岡 木藤谷垣本 木子島井田橋川壽本富田戸生
省 勝 正谷誠四五 要政洋勇謙憲 十道茂航富孝
吾勤光男清益夫司馬郎男助一二雄二一眞實藏彥馬一待雄

右
至自同
年年 九月二十六日 同

海軍水雷學校講習員 奥松小吉彌塚平小内清朝今壹塙久江姫三池松飯
村田林津永本山林田水倉井岐田保原野原谷田政陽一元秀美
菊九宣信常 敏哲信珂幸今正太次
市郎光一人昇夫雄雄琅平吉密男郎郎郎一昇雄照

自同四年十二月一日至同四年十二月九日霞ヶ浦海軍航空隊講習員
自同一年一月三十日海軍水雷學校講習員
至同一年一月三十日海軍少尉候補生

吉平渡小十北吉岡内富西大南徳川井北黒井鈴岡
松田邊貫川村田島田川村楓郷永村上村瀬内木
田春勝精 和友憲春俊茂 三惣一四
守生次治潔肇雄威志三芳一章弘匡郎七重郎英茂

(各通)

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

金西鈴栗百西安松前矢橋助菅輪蓑山加古大益赤若井塙今
井野木栖崎林村浦田野本川原原輪名藤濱林山尾林上治村
敏三克對五鐵房金弘獎喜三寛昌法光俊正讓義
博繁莊雄郎己一郎志雄松道雄二馬雄夫智人哉二茂夫二明

(各通) 同 海軍技手 山高市兵衛 中島長一

佐世保海軍工廠附ラ命ス 海軍少將 高橋壽太郎
海軍航空本部ニ於ケル技術資料調査ニ關スル業務ヲ
嘱託ス

但報酬月額百五拾圓ヲ給シ部内限勅任官待遇トス
(以上請同)

○雜款

○特務艦隠行行動豫定

地名 着

吳徳オハ 六月二十六日 發
山七月十二日
十四日 六月十七日
十三日

右
自昭和三年
至同年九月二十六日 海軍水雷學校講習員
自同年九月二十七日 至同年十月十六日 震ヶ浦海軍航空隊講習員
自同年十月十七日 至同年十一月三十七日 海軍砲術學校講習員
給六級俸
依願免本官並兼官
海軍艦政本部勤務兼海軍書記 小藥英夫
海軍屬兼海軍監督助手

一、航路	大阪灣ヨリ瀬戸内海ヲ經テ大分縣各沿岸ニ至ル
一、寄港地名	山口縣 上ノ關、室津、室積、三田尻、中ノ關、屋代島
兵庫縣	志筑、假屋、岩屋、西ノ宮、住吉、須磨、舞子、明石、高砂、飾磨、室津、那波、相生、阪越、防勢島、家島、西ノ島、淡路島ノ内（野島、富島、郡家、江井、新在家）
大阪府	堺、岸和田、佐野、貝塚
岡山縣	日生、片上、長島、牛窓、岡山、宇野、日比、下津井、大島、長尾、鹿久居島、大多府島、黒崎、笠岡、眞鍋島、北木島、白石、福島
香川縣	小豆島、志度、坂出、高松、多度津、栗島、引田、安戸、松原、三本松、津田、小田、屋島、古高松、鴻元、香西、下笠居
廣島縣	福山、鞆、松永、尾ノ道、百島、向島、因ノ島、瀬戸田、川尻、大崎下島、大崎上島、宮島
愛媛縣	新居濱、岩城島、伯方島、大島、大三島、三津ヶ濱

右不開港場へ寄港ヲ許可ス
但シ軍港要港規則及要塞地帶法ニ依リ禁止又ハ
制限セラレタル地域ヲ除ク

本免狀有效期間ハ昭和三年五月三十日ヨリ昭和四年五月二十九日迄トス但シ必要ノ節ハ同期間内ト雖其ノ寄港ヲ差止ムルコトアルヘシ

昭和三年五月三十日

遞信大臣

（裏面）

航行心得

- 一、本船ハ帝國法令條約ヲ遵守スルハ勿論表面記載ノ各港ニ於テ警察規則及各種港則ヲ遵守スヘシ。
- 二、本免狀ハ何時タリトセ日本官吏ノ求メニ應シ其ノ検査ヲ受クヘシ
- 三、本船ハ本免狀記載ノ目的外ニ使用スヘカラス殊ニ表面記載ノ各港間ニ於テ貨物旅客ノ運搬ヲ爲スヘカラス
- 四、前記ノ中何レノ箇條タリトモ之ニ違背スルトキハ直ニ此ノ免許ヲ取消スヘシ
- 五、此ノ免狀ノ期間滿了ノトキ又ハ免許ヲ取消サレタ

ルトキハ直ニ此ノ免狀ヲ返納スヘシ
六、出帆前地方廳ノ檢閱ヲ受クヘシ又陸海軍ニ於テ必
要ト認ムルトキハ隨時檢閱スルコトアルヘシ

官房第一九六九號

昭和三年六月二日

海軍省副官

關係各廳長殿

各國禮砲答砲施行個所ノ件

大正十一年官房第二一五五號通牒各國禮砲答砲施行個
所一覽表中其ノ後左記ノ通變更有之候條御了知相成度
右通牒ス

Italy ノ部中
「Greta Santa Maria 砲臺」削除
(諸例則卷三、二四頁參照)

○雜款

○郵便物發送先
軍艦木曾宛

六月三日迄ニ到達見込ノモノハ官島

同六月迄ニ同江田島	同十三日迄ニ同吳
○機關工業伎倆查定課題發送 昭和三年七月施行ノ機關工業伎倆查定課題五月三十一 日發送済	○機關工業伎倆查定課題發送 昭和三年七月施行ノ機關工業伎倆查定課題五月三十一 日發送済

(海軍機關學校練習科)

海軍主計大尉從六位勳五等板垣義人五月三十日佐
世保市ニ於テ死去セリ

海軍少佐從六位勳六等初瀬精一五月三十一日東京
市牛込區西五軒町二九自宅ニ於テ死去、葬儀ハ郷
里佐世保ニテ執行ノ筈

海軍大尉正七位石水泰本月一日神奈川縣鎌倉町西
御門八七〇自宅ニ於テ死去セリ

○艦船所在

▲印ハ「ハホ」ノ
指定ヲ要セズ

○六月二日午前十時調

【横須賀】

千早、筑摩、榛名、日進、阿蘇、
磐手、北上、加賀、山城、春日、衣笠、

加古、古鷹、青葉、赤城、鳳翔▲

桂、楓、夕風、島風、夕風、
太刀風、帆風、驅三、驅五、驅七、驅九、

杉、松、柏、楠、驅三、梅、楠、
波一、波二、波九、波一〇、呂一一、
呂一二、呂一三、呂五五、呂二二、
呂二〇、呂二二、呂五七、呂五八、
呂五九、伊一、伊二三、伊二二、
伊二三、伊二四

掃一、掃二、掃三、掃四

富士、松江、大泊

(驅四三)

(驅三六)

(妙高)

(浦賀)

(横川)

(品川)

(浦賀)

(伊勢灣)

(駆四三)

(駆三六)

(駆四二)

(駆三五)

(駆三〇)

(駆二九)

(駆二八)

(駆二七)

(駆二六)

(駆二五)

(駆二四)

(駆二三)

(駆二二)

(駆二一)

(駆二〇)

(駆一九)

(駆一八)

(駆一七)

(駆一六)

(駆一五)

(駆一四)

(駆一三)

(駆一二)

(駆一一)

(駆一〇)

(駆九)

(駆八)

(駆七)

(駆六)

(駆五)

(駆四)

(駆三)

(駆二)

(駆一)

(駆〇)

(駆一)

(駆二)

(駆三)

(駆四)

(駆五)

(駆六)

(駆七)

(駆八)

(駆九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

(駆一六)

(駆一七)

(駆一八)

(駆一九)

(駆一〇)

(駆一一)

(駆一二)

(駆一三)

(駆一四)

(駆一五)

呂五、呂三〇、呂二九、呂三一、
呂六〇、呂六一、呂六二、
敷島、佐多▲襟裳▲

(驅四〇)、(伊六三)

(羽黒)

大和

能登呂

常磐

櫻

椿

楓

蓮

柏

松

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳

楓

梅

櫻

桃

榆

栗

柿

柳</

海軍公報

第四百二十三號

昭和三年六月四日(月)

海軍大臣官房

○通牒

官房第一七八三號ノ四

昭和三年六月四日

海軍次官

吳鎮守府參謀長殿

- 一、船長氏名及國籍 同上
- 二、噸數 十二噸
- 三、檣數 一本
- 四、網具ノ裝置 カツタ
- 五、同航ノ目的 娯樂
- 六、航路 大阪灣ヨリ瀬戸内海ヲ經テ大分縣各沿岸ニ至ル

一、寄港地名

兵庫縣 志筑、仮屋、岩屋、郡家、野島、富島、

江井、新在家、西ノ宮、住吉、須磨、
舞子、明石、高砂、飾磨、室津、那波、
坂越、坊勢島、家島、西島

大阪府 堺、岸和田、佐野、貝塚

岡山縣 日生、片上、長島、牛窓、岡山、宇野、
日比、下津井、犬島、長尾、鹿久居島、
大多府島、黒崎、笠岡、眞鍋島、北木島、
白石、福島

外國船ゼチス號内地不開港場寄港出願ニ對シ今般左記
ノ通免狀交付相成候

右通牒ス

記

第五〇號

不開港場寄港免狀

一、船名 ゼチス號
二、國籍 英國
三、種類 帆船
四、船主氏名及國籍 英國人ゼー、エフ、ゼームス

香川縣

小豆島、志度、坂出、多度津、高松、

栗島、引田、松原、三本松、津田、屋島、

古高松、香西、安戶、下笠居、小田、

鴻元

廣島縣

福山、鞆、松永、尾ノ道、百島、向島、

因ノ島、瀬戸田、川尻、宮島、大崎上島、

大崎下島

新居濱、岩城島、伯方島、大島、大之島、

愛媛縣

三津ヶ濱

大分縣

別府、守江、姫島

但シ軍港要港規則及要塞地帶法ニ依リ禁止又ハ

制限セラレタル地域ヲ除ク

右不開港場へ寄港ヲ許可ス

本免狀有効期間ハ昭和三年五月三十日ヨリ昭和四年

五月二十九日迄トス但シ必要ノ節ハ同期間内ト雖其

ノ寄港ヲ差止ムルコトアルヘシ

昭和三年五月三十日

(裏面)

遞信大臣

○辭令

故海軍三等機關兵曹照沼豊父

一金壹千貳百圓但死亡者一時賜金
一千圓但死者保護賜金照沼惣兵衛
右大正二年勅令第九號及大正八年勅令第三百七十一
號ニ依リ之ヲ給與ス(附海軍省)

一、本船ハ帝國法令條約ヲ遵守スルハ勿論表面記載ノ各港ニ於テ警務規則及各種港則ヲ遵守スヘシ
二、本免狀ハ何時タリトモ日本官吏ノ求メニ應シ其ノ検査ヲ受クヘシ
三、本船ハ本免狀記載ノ目的ニ使用スヘカラス殊ニ表面記載ノ各港間ニ於テ貨物旅客ノ運搬ヲ爲スヘカラス
四、前記ノ内何レノ箇條タリトモ之ニ違背スルトキハ直ニ此ノ免許ヲ取消スヘシ
五、此ノ免狀ノ期間満了ノトキ又ハ免許ヲ取消サレタルトキハ直ニ此ノ免狀ヲ返納スヘシ
六、出帆前地方廳ノ検閲ヲ受クヘシ又陸海軍ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時検閲スルコトアルヘシ

○雜款

○軍艦多摩行動豫定

2

六月
十九日
十七日
十四日
十二日
十日
八日
六日
四日
二日
一日
着
目日
目日
目日
目日
目日
目日
鶴名
鶴島見湯木鶴

○郵便物發送先
軍艦多摩宛

六月十日迄ニ到達見込ノモノハ
同十六日迄ニ同
同十八日迄ニ同
其ノ後ハ

特務艦佐多宛
六月十一日迄二到達見込ノモノハ佐世保
七月十日迄二同徳山郵便局留置
其ノ後八佐世保

佐世保
德山郵便局留置

海軍公報 第四百二十三號 昭和三年六月四日

五
五
九

○ 艇船所在

▲印ハ「ハセズ」ノ

○六月四日午前十時調

船手、北上、加賀、山城、五十鈴、春日
衣笠、加古、古鷹、青葉、赤城、鳳翔
桂、楓、巴驅一、野風、沼風、波風

巴灘風、汐風、島風、夕風、巴羽風、秋風、
太刀風、帆風、巴驅三、驅五、驅七、驅九

四、波一、松柏、楓、駕三、梅、楠

呂三〇、呂二一、呂五七、呂五八、
呂五九、伊一、伊二、伊三

伊三
巴掃一、掃二、掃三、掃四
富士、松江、大泊、青島

驅妙高

資治通鑑

口長門、陸奥、扶桑、日向、△那珂、△天龍、
△迅鯨、口金剛、比叡、△名取、△長鯨

日馬一 馬力 馬三 馬五 日林

廣東公報 第四百三十二號 路和二年六月

玉
漢

呂六八、呂六三、呂六四、呂六六
呂六五、呂六七、伊二、伊三、伊五
伊五五、伊五三、伊五四
間宮、鶴見

ソサナナヤ 峯風、沖風
吳 霧島、伊勢、鬼怒、淺間、韓時、平戸

四時津風 天津風 磁風 滾風

呂一七、呂一八、呂一九、伊五八
野島、劍埼、朝日、攝津、石廊

〔大坂〕
〔那智〕
〔伊五六〕

新徳山、高崎、水無月、磯波、長月、浦波、綾波、菊月

【御
御】
晋妻
多摩
▲

〔佐世保〕若宮、龍田、駒橋、夕張、由良、川内、長良、
上原、菱、董

呂三、呂四、呂五、呂六、呂七、呂八、呂九、呂十、呂十一、呂十二

敷島佐多襟裳

王六一

長崎、海、津、沽、大和、楓、椿、桑、楓

(驅四〇)、(伊六三)
(羽黒)

常磐、對馬

櫻、梅、榆、浦風

櫻、柿、栗、榆、神通

柳、阿、武、限、利根、呂

梨、竹、樅、區驅一八、矢矧

昌市沙、日江、湖、京、江、松

夏、溫、重、宜、沙、長

門、州、市、沙

州、慶、昌、市、沙

江、風、井、谷、堅、田、勢、多、鳥、羽

驅二五、驅一二、驅一三、驅一七

頭、驅三一、驅三二、驅三四
香、油、港、東、廣、セ、ア、葵、菊、知床

早鞆、神威、洲埼、膠州、淀、出雲、八雲、尻矢、鳴戸、桃、安宅、嵯峨、麥、蓮

(五月二十三日「ホノルル」發—德山へ)
(五月二十七日「ボートコスター」發—德山へ)
(五月二十八日横須賀發—「キスヤ」へ)
(五月三十日「ヤル」ト發—「アルノ」へ)
(一日「マロエラップ」發—「クサイ」へ)
(一日新嘉坡發—「バタピヤ」へ)
(一日「ホノルル」發—桑港へ)

(一日横須賀發—吳へ)
(一日上海發—漢口へ)
(三日漢口發—上海へ)
(三日營口發—長沙へ)

山風、柏、榎、(三日佐世保發—吳へ)

室戸、(三日鎮海發—吳へ)

木曾、(四日宮島發—三津濱へ)

伊勢、(四日吳發—豐後水道へ)
(四日吳發—伊勢灣へ)

海軍公報 第四百二十四號

昭和三年六月五日(火)

海軍大臣官房

○令達

官房第一九九〇號

昭和四年經給玉九品
ニテ支那自始滿洲ヲ除ク

自然

一、四箇月以上六箇月未満ノトキ

旅行豫定日數

減額支給區分

二、二箇月以上四箇月未満ノトキ

三、二箇月未満ノトキ

時分ノ一額但シ海軍戰
額トキハ其ノ額ヨリ
少キトキハ其ノ額ヨリ
額第三項ノ規定ニ依ル

流域ニ派遣セラル者又ハ同地域ニ在ル者ニハ昭和三年五月九日ヨリ戰地ニ派遣セラレ又ハ戰地ニ在ルモノトシテ戰時給與ニ關スル諸規定(大正七年勅令第三百九十五號ヲ除ク)ヲ適用ス公務ニ依リ支那(滿洲ヲ除ク)沿海及揚子江流域ニ旅行スル者ノ給與ニ關シ亦同ジ

本號公布以前ノ旅行ニ對スル旅費ハ仍平時ノ規定ニ依リ之ヲ給ス

昭和三年六月四日

海軍

自然

官房第一九九一號

昭和四年經給玉九品
ニテ支那自始消滅

自然

各廳長殿

官房第一九九六號

昭和三年六月五日

海軍次官

官房第一九九一號

昭和四年經給玉九品
ニテ支那自始消滅

自然

各廳長殿

官房第一九九六號

昭和三年六月五日

海軍次官

海軍公報 第四百二十四號

昭和三年六月五日

五六三

第一遣外艦隊司令部及左記諸艦ニ在リテ昭和二年三月二十一日ヨリ同年四月七日ニ至ル間支那揚子江沿岸ニ於テ服務シタル公務員ニハ其ノ服務期間（三月二十一日以後到著シタル者）
ニ就テハ其ノ到著ノ日ヲ加算ノ始期トシ、四月七日以前揚子江沿岸ヲ去リタル者ニ就テハ其ノ出發ノ日ヲ終期トス 昭和三年内閣告示第一號ニ依リ恩給年ヲ加算セラルコトシ御取扱相成度
 右通牒ス

記

利根、平戸、天龍、球磨、五十鈴、阿武隈、川内、八雲、安宅、隅田、伏見、鳥羽、嵯峨、勢多、堅田、比良、保津、浦風

（第十六驅逐隊）第十號驅逐艦、第十二號驅逐艦、第十六號驅逐艦、第十八號驅逐艦、（第十八驅逐隊）天津風、時津風、磯風、濱風、（第二十四驅逐隊）桃、柳、櫻、檜、（第二十五驅逐隊）梨、竹、樅、榧、（第二十八驅逐隊）蓼、蓮、蓬

（参照） 内閣告示第一號
 恩給法第三十三條第一項ノ規定ニ依ル加算ノ地域及期間
 左ノ通勤費ヲ經タリ
 昭和三年五月二十八日内閣總理大臣伊藤田中義一
 外國援護地勤務加算ニ關スル件
 昭和三年三月二十一日ヨリ同年四月七日ニ至ル期間ニ支

那揚子江沿岸ニ於テ危險ヲ顧ミズ其ノ職務ヲ以テ勤務レタル公務員ニ對シテ恩給法第三十三條第一項ニ規定スル外國援護地勤務加算ヲ爲ス
（恩給法抄錄）
 第三十三條第一項
 公務員外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一日ニ付二月ヲ加算ス

軍務二第二二號ノ二

昭和三年六月五日

海軍省軍務局長

各鎮守府、各要港部、參謀長殿
 第一、第二艦隊

「トロール」汽船ニ關スル件

「トロール」汽船ヲ遭難船救助用トシテ使用スルノ件ニ關シ共同漁業株式會社ニ對シ左記ノ通承認相成タル旨農林省水產局長ヨリ通知有之候
 右通牒ス

記

千早丸

一、使用船舶
 自昭和三年五月三十一日至同六月六日
 一、使用場所
 下關、奄美大島間
 一、使用者
 長馬汽船會社

恩第一五〇號

昭和三年六月五日

海軍省人事局

○雜款

電氣研究部勤務ヲ命ス（（六四）海軍技術研究所）

官房第一九九六號ヲ以テ恩給年加算ノ件通牒相成候處

追テ本件ハ候補生ニハ適用ナキニ付爲念

○辭令

海軍造兵大尉　園田　又雄

第三部勤務ヲ命ス

第三部 勤務ヲ命ス

海軍造兵大尉 園田 又雄
海軍技手 馬郡 藤作
同 森永 喜一
六以上諸海軍艦政本部
海軍造兵大尉 園田 又雄

第一航空戰隊司令部、軍艦赤城、鳳翔、第六驅逐隊
(梅、楠) 宛
六月十二日迄ニ到達見込ノモノハ 橫須賀
其ノ後ハ聯合艦隊司令部ニ同ジ

○佛國軍艦「ジユール、ミシユレ」行動豫定	六月十三日	六月十八日
大 佐 基 佐 世 保 隆	六月十四日	六月十九日
地 佐 世 保 隆	六月十五日	六月二十日
二 佐 世 保 隆	六月十六日	六月廿一日
川 連 名 着	六月十七日	六月廿二日
六月二十四日	六月廿三日	六月廿三日
三 十 日	六月廿四日	六月廿四日
七 月 五 日	六月廿九日	六月廿九日
八 月 八 日	六月廿九日	六月廿九日

海軍公報 第四百二十四號 昭和三年六月

正六五

自今 第二艦隊司令部ニ同ジ
軍艦加古宛
當分ノ間

横須賀

軍艦駒橋宛

六月八日迄ニ到達見込ノモノハ

佐世保

同十七日迄ニ同

基世隆

其ノ後ハ

佐世保

○出發

米國	海軍少佐	小川 貞璽	六月廿一日 橫濱發	大洋丸
駐在			廿二日	

○海軍艦政本部監督官異動

出張	職	官	氏	名
室蘭 (首席)	造兵監督官兼造船監督官	海軍造兵中佐	田中	寛

豫備役海軍中尉從七位植田福壽本月二日茨城縣東
茨城郡吉田村吉澤三九自宅ニ於テ死去セリ

海軍大佐從五位勳三等功四級田村重彦本月四日卒去、葬儀ハ來六日午後二時ヨリ三時迄東京市外玉川村誠訪分三六六七自宅(目黒蒲田電車奥澤駅下車)ニ於テ佛式ニ依リ告別式執行

○ 艦船所在

▲印ハ「ハホ」ノ
指定ヲ要セズ

○六月五日午前十時調

【横須賀】千早、筑摩、榛名、日進、阿蘇、

磐手、北上、加賀、山城、五十鈴、春日、

衣笠、加古、古應、青葉、赤城、鳳翔▲

桂、楓、區驅一、野風、沼風、波風、

區灘風、汐風、島風、夕風、羽風、秋風、

太刀風、帆風、區驅三、驅五、驅七、驅九、

區杉、松、柏、柳、區驅三、驅五、驅七、驅九、

呂一、波二、波九、呂五〇、呂一、呂二、

呂二、呂三、呂五五、呂二二、呂五七、呂五八、

呂五九、伊一、伊二、伊三、伊二一、

伊二三、伊二四、伊二五、伊二六、

伊二七、伊二八、伊二九、伊三〇、

伊二一、伊二二、伊二三、伊二四、

伊二五、伊二六、伊二七、伊二八、

伊二九、伊二三、伊二四、伊二五、

伊二六、伊二七、伊二八、伊二九、

伊二一、伊二二、伊二三、伊二四、

伊二五、伊二六、伊二七、伊二八、

海軍公報 第四百二十五號

昭和三年六月六日(水)

海軍大臣官房

○令達

官房第二〇二一號

昭和四年正月九日
支那事變ニ關シ支那(滿洲ヲ除)自然

肖成

當分ノ間海軍戰時給與規則施行細則第十四條及第十六條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ下士官兵所持ノ被服物品中左記被服物品ハ所定交換期限ノ三分ノ二(軍衣袴ニ限リ各兵種共一箇年)ヲ経過シ毀損甚ダシキモノニ限り海軍給與令施行細則第百九條ノ手續ニ依リ交換若ハ交付スルコトヲ得

昭和三年六月六日

海軍大臣

品名	本令適用範囲
軍衣袴	遣外艦隊司令部附タル陸戰隊員ニ限ル
夏襦袢	戰時給與ノ適用ヲ受クルモノノ全部
事業服	右同但シ遣外艦隊司令部附タル陸戰隊員ヲ除ク
帽日覆	夏襦袢ニ同ジ

(別表)	第一表 日用品
歯磨楊枝	手拭
一本	一枚
三箇月	五箇月
便箋	鉛筆
一冊	葉書
三箇月	三枚

(海軍會計法規類集中卷六四四頁乃至六四六頁參照)

昭和三年六月六日

海軍大臣

官房第二〇一二號

昭和四年正月九日
支那事變ニ關シ支那(滿洲ヲ除)自然

江流域ニ在ル海軍軍人軍屬ニハ戰地ニ在ルモハトシテ大正七年勅令第三百九十五號第二項ノ規定ヲ適用シ別表ニ依リ日用品及臨時飲食物ヲ給與ス但シ准士官以上候補生及文官ニハ日用品ヲ給與セズ

大正八年官房第四〇號ハ之ヲ廢止ス

1195

蘭磨粉	一袋	一箇月	狀袋	五枚	一箇月
落シ紙	五十枚	一箇月	石鹼	一個	二箇月

備考

一、本表ノ物品ハ艦船部隊其ノ他各部ニ於テ定ムル

ス

支給定日ニ於ケル現在員ニ對シ給與スルモノト

二、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

第二表 臨時飲食物

品名	毎月給與回数	一回給與數量	一箇月給與數量
酒	四回以内	二合以内	八合以内
卷煙草	八回以内	二十本以内	百六十本以内

備考

一、本表ノ物品ハ艦船部隊其ノ他各部ニ於テ定ムル

ス

支給定日ニ於ケル現在員ニ對シ給與スルモノト

二、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

三、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

四、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

五、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

六、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

七、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

八、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

九、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

十、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

十一、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

十二、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

十三、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

十四、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

十五、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

十六、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

十七、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

ス

十八、本表ノ物品ハ別ニ定ムル所ノ金額以内ニ於テ給與數量ヲ彼是増減シ換給スルコトヲ得

官房第二〇一二二號ノ二 昭和四年給付 本年官房第一〇一二號ノ日用品ハ一人月額 臨時飲食物ハ一人月額貳圓拾錢以内ニ於テ支拂 大正八年官房第四一號ハ之ヲ廢止ス	官房第二〇一二三號 昭和三年度歲出科目左ノ通追加ス 昭和三年六月六日 海軍大臣 <small>(海軍會計法規類集中卷六四六頁參照)</small>

關係各廳御中

米突寸法丸鋼ノ件

左記米突寸法丸鋼「ロール」完成ノ旨製鐵所ヨリ通知有
之候

右通知ス

追テ本鋼材ハ相當數量アル場合ノ外ハ製作ヲ希望セ

ザル由ニ付申添候

記

| 直徑 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 7 | 10 | 13 | 15 | 17 | 20 | 23 |
| | | | | | | 26 |

30	34	42	46	105	125	135	145
160	170	190					

1197

支那事	支那事	患者	備費	病院設	建築費	レサ
件費	件費	費	院設備費	横須賀病	ソツ	ソソ
官房第一二五六號ノ二	病室諸	ヤセ				
昭和三年官房第一二五六號中糧食ノ次ニ、戰時特別給 與品」ヲ追加ス						
昭和三年六月六日	海軍大臣					
(昭和三年四月七日海軍公報參照)						

○通牒						
船本第三七二八號	海軍大佐	辻	友輔			
昭和三年六月六日						
海軍艦政本部						

○辭令						
水路部ニ於ケル水路告示ニ關スル事務ヲ嘱託ス						
但報酬月額百圓ヲ給シ部内限委任官待遇トス(前 海軍省)						

香	港	三	四
上	海		
廈	門	二	
大	阪		
神	戶		
横	濱		
大			
連			
		一	
		三	
		一	
		三	
		三	
		一	
		五	

摘要 「コロンボ」、「マカツサル」、「メダン」、「パ
レイン」、「ザマリンダ」、「スラバヤ」及「タラ
カン」ハ孰モ報告未着

退役海軍少將從四位勳三等功四級橋本又吉郎本月
三日卒去、八日午後四時廣島市段原町一〇三〇自
宅ニ於テ佛式ニヨリ葬儀執行

退役海軍造兵中佐正五位勳四等功五級鶴田留吉本
月五日卒去、七日午後三時ヨリ四時迄市外中野町
上ノ原九三二自宅(東中野驛西三丁)ニ於テ佛式ニ
ヨリ告別式執行

海軍公報

第四百二十六號

昭和三年六月七日(木)

海軍大臣官房

○通牒

艦本第三七八八號

昭和三年六月七日

海軍艦政本部長

關係各廳長殿

造機用繩目無真鍮管規格ニ關スル件

當分ノ間復水器、油冷却器及蒸溜器用繩目無真鍮管ニ
對シテハ海軍造船材料試驗規格機關製造用材料ノ部第
二十七條ニ依ルノ外尙左記ノ通熱處理及試驗ヲ施行ノ
コトト承知相成度

右通牒ス

記

管、熱處理、却フ行フベシ(爐内溫度ハ出來得ル限り均一ナル
至三〇〇度ニ於テ三〇分乃至一時間加熱後空中冷

海軍公報 第四百二十六號 昭和三年六月七日

二、水銀試驗

(様特ニ留意ヲ要ス)

(イ)管一〇〇個若ハ其ノ端數ヲ一組トシ各組ヨリ任意
ニ一個ヲ取り出シ其ノ兩端及中央部ヨリ各長七五
粍ノ試驗片ヲ切り取り其ノ儀之ヲ次項ニ示ス溶液
中ニ一五分間浸シタル後三時間放置スルモ何レノ
試驗片モ裂痕ヲ生ゼザルコトヲ要ス

前項ノ溶液ハ水「リットル」中ニ第一硝酸水銀
一〇〇瓦ト硝酸(比重一・四二)一三立方釐トヲ含
有スルモノース

(ロ)右試驗ノ成績不良ナル場合ハ其ノ屬スル組ノ全數
ヲ廢却スベシ但シ官ニ於テ特ニ必要ト認メタルト
キハ再試驗ヲ行フコトヲ得、再試驗ノ場合ニハ其
ノ組ヨリ二個ヲ取り其ノ内一個タリトモ不良ノト
キハ其ノ組ノ全數ヲ廢却スルモノトス

○雜款

五七七

1202

○郵便物發送先變更(五月二十八日)
(本欄參照)

特務艦鶴見宛

六月二十日迄ニ到達見込ノモノハ、鳥羽

退役海軍主計大佐正五位勳四等功四級長島善之助
五月二十七日神奈川縣三浦郡浦賀町糸屋一自宅ニ
於テ卒去セリ

○艦船所在

▲印ハ「**ホノ**」ズ
指定ヲ要セズ

○六月七日午前十時調

【横須賀】千早、筑摩、榛名、日進、阿蘇、

磐手、北上、加賀、山城、五十鈴、春日、

桂、楓、赤城、鳳翔▲、灘風、沙風、島風、夕風、太刀風、帆風、

櫟、楓、驅一、野風、沼風、波風、

波一、波二、波九、波一〇、呂一一、

呂一二、呂一三、呂五五、呂二二、

呂二〇、呂二一、呂五七、呂五八、

呂五九、伊一、伊二、伊三、伊二一、

伊二三、伊二四、伊二五、伊二六、

伊二七、伊二八、伊二九、伊三〇、

伊二一、伊二二、伊二三、伊二四、

伊二五、伊二六、伊二七、伊二八、

伊二九、伊二一、伊二二、伊二三、

伊二四、伊二五、伊二六、伊二七、

伊二八、伊二九、伊二一、伊二二、

伊二三、伊二四、伊二五、伊二六、

伊二七、伊二八、伊二九、伊二一、

伊二二、伊二三、伊二四、伊二五、

伊二六、伊二七、伊二八、伊二九、

伊二一、伊二二、伊二三、伊二四、

伊二五、伊二六、伊二七、伊二八、

伊二九、伊二一、伊二二、伊二三、

伊二四、伊二五、伊二六、伊二七、

伊二八、伊二九、伊二一、伊二二、

伊二三、伊二四、伊二五、伊二六、

伊二七、伊二八、伊二九、伊二一、

伊二二、伊二三、伊二四、伊二五、

【大湊】
カブラン、峯風、沖風、洲崎、矢風、澤風

【吳】
霧島、伊勢、鬼怒、淺間、韓崎、波三、波四、波五、波六、波七、波八、

呂一、呂二五、呂五二、呂五六、呂五四、呂五一、呂五三、呂一六、呂一四、

呂一五、呂一七、呂一八、呂一九、伊五八

呂水無月、長月、菊月、浦波、磯波、綾波

野島、劍崎、朝日、攝津、石廊、室戸、

隱戸、那智、伊五六

【大阪】
羽風、秋風、(那智)、(伊五六)

【神戸】
足柄、(伊二四)、(伊六一)、(伊四)

【三津浜】
木曾、(伊三五)

【佐世保】
若宮、龍田、駒橋、夕張、由良、川内、長良

草、菱、董、(伊三一)

【舞鶴】
吾妻、多摩、(伊三一)

【大坂】
羽風、秋風、(伊三一)

【神戸】
足柄、(伊二四)、(伊六一)、(伊四)

【三津浜】
木曾、(伊三五)

【佐世保】
若宮、龍田、駒橋、夕張、由良、川内、長良

草、菱、董、(伊三一)

【舞鶴】
吾妻、多摩、(伊三一)

【大坂】
羽風、秋風、(伊三一)

【神戸】
足柄、(伊二四)、(伊六一)、(伊四)

【三津浜】
木曾、(伊三五)

【佐世保】
若宮、龍田、駒橋、夕張、由良、川内、長良

草、菱、董、(伊三一)

呂五、呂六〇、呂三二、呂二九、呂二一、呂二九、呂三〇、
 呂六一、呂六二、呂六一、呂六一、
 敷島、佐多、襟裳、鳴戸
 (驅四〇)、(伊六三)

重慶、宜沙市、伏見
 勢多、比良
 廣州、谷風
 頭門驅一、五、驅二、七
 州驅三、一、驅三、三、驅三、四

長馬、崎、
 (羽黒)
 大井、江風
 旅塘、順津、
 沽、桑、楓
 龍芝、天津、
 塘、蓮常
 驅常、
 球磨、對馬
 島、蓬
 吳、利根能登
 楓、柿、栗、榆
 上海、浦風
 梅、通
 長沙、柳、安宅
 框、阿武隈、神通
 九江、
 漢口、
 隅驅、梨、竹、桃、
 田、蟹、
 駆一、八、
 駆一、六、
 駆一、〇、
 駆二、二、

油夏、福溫、重萬
 州門、駆一、五、駆二、七
 州駆三、一、駆三、三、駆三、四
 广東、葵、菊
 (バイアス湖)
 (クサイ)
 (バタビヤ)
 淀、出雲、八雲

【航海中】

早納
 神威
 膠州
 尿矢
 知床
 大和
 勝力
 保津
 海風
 高崎
 平戸
 呂二六、
 呂二八

(五月二十三日「ホノルル」發—德山(一))
 (五月二十七日「ボートコスター」發—德山(一))
 (五月三十日「ヤルート」發—「アルノ」(一))
 (一日「ホノルル」發—桑港(一))
 (四日「セブ」發—德山(一))
 (五日鎮海發—作業地(一))
 (六日米水津發—吳(一))
 (六日長沙發—宜昌(一))
 (六日海風、山風、柏、楓(六日新義州發—仁川(一)))
 (六日吳發—橫須賀(一))
 (六日長沙發—天津風、磯風、濱風、呂二七、
 呂二八(七日三津濱發—吳(一)))

(部内限三頁、附錄二頁)

海軍公報附錄

昭和三年六月七日(木)
海軍大臣官房

○通牒

海軍公報
則登載

官房第一九三九號ノ二

昭和三年六月七日
本号自然消滅

自然
消滅

海軍省副官

部内一般御中

「ローマ」字綴方ニ關スル件

海軍部内ニ於ケル「ローマ」字綴方標準ヲ別表ノ通定メラレ候

右通牒ス

海軍公報
附錄

(別表)

マ字級方標準

	ア A, a	イ I, i	ウ U, u	エ E, e	オ O, o	-ya	-yu	-yo	-wa
K, k	カ k	キ ki	ク ku	ケ ke	コ ko	キヤ kyn	キュ kyu	キョ kyo	クリ kwa
S, s	サ sa	シ si	ス su	セ se	ソ so	シャ sya	シュ syu	ショ syo	—
T, t	タ ta	チ ti	ツ tu	テ te	ト to	チャ tya	チュ tyu	チャ tyo	—
N, n	ナ na	ニ ni	ヌ nu	ネ ne	ノ no	ニヤ nya	ニュ nyu	ニョ nyo	—
H, h	ハ ha	ヒ hi	フ hu	ヘ he	ホ ho	ヒヤ hya	ヒュ hyu	ヒョ hyo	—
M, m	マ ma	ミ mi	ム mu	メ me	モ mo	ミヤ mya	ミュ myu	ミョ myo	—
Y, y	ヤ ya	イ i	ユ yu	エ e	ヨ yo	—	—	—	—
R, r	ラ ra	リ ri	ル ru	レ re	ロ ro	リヤ rya	リュ ryu	リョ ryo	—
ワ w	ワ wa	wi	ウ u	we	wo	—	—	—	—
G, g	ガ ga	ギ gi	グ gu	ゲ ge	ゴ go	ギヤ gya	ギュ gyu	ギョ gyo	グワ gwa
Z, z	ザ za	ジ zi	ズ zu	ゼ ze	ゾ zo	ジヤ zya	ジュ zyu	ジョ zyo	—
D, d	ダ da	ヂ di	ヅ du	ヂ de	ヂ do	ヂヤ dyia	ヂュ dyu	ヂョ dyo	—
B, b	バ ba	ビ bi	ブ bu	ベ be	ボ bo	ビヤ bya	ビュ byu	ビョ byo	—
P, p	パ pa	ピ pi	ブ pu	ペ pe	ポ po	ピヤ pya	ピュ pyu	ピョ pyo	—

- はねる音には凡て u を使ふ。例 Anma, Kanban.
- つまる音には次に来る父字を二つ重ねて書く。例 Sekkei, Rossya, Detti, Ittyōme, sappari.
- 引く音には母音 a i u e o にへをつけ、又は(特に大文字の時は)母字を二つ重ねて書く。例 Kōbe, Oosaka, Tōkyō. 大文字のみならば TOO KYOO.
- ヤ行のイエ、ワ行のウはア行のイエウと同じこと。
- 名詞の頭字と文章の書始めの字には大文字を使ふ。
- 外來語及其の他特殊な音を寫すために (a) tsa, tse, tso, (b) sye, tye, (c) hwa=(fa) hwi=(fi) hwe=(fe) hwo=(fo) を使ふこともある。例 Ototsan, Tyekkosurobakiya, Hwan, Hwirumu, Kahwē.
- 外國語を引用するときには、もとの綴りをそのまま使ふ。人名及地名(大陸及國名を除く)も之に準ずる。例 feet, Nelson, London, Yōroppa, Igirisu.

海軍公報 第四百一十七號

昭和三年六月八日(金)

海軍大臣官房

同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同

橫吳德佐鎮鎮佐
須世南世
賀山保浦海保

1208

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>

○ 艇船所在

▲印ハ「ハホ」ノ
指定タ要セズ

○六月八日午前十時調
【横須賀】千早、筑摩、榛名、日進、阿蘇

驅二一、驅一九、驅二三、驅二五、橘

【大湊】矢風、澤風
【カブラン】峯風、沖風

霧島、伊勢、鬼怒、淺間、韓嶺、平戶、勝力
区時津風、天津風、磯風、濱風
波三、波四、波五、波六、波七、波八、
呂一、呂二五、呂五二、区呂五六、呂五四、
区呂五一、呂五三、区呂一六、呂一四、
呂一五、区呂一七、呂一八、呂一九、伊五八
区水無月、長月、菊月、浦波、磯波、綾波
野島、劍崎、朝日、攝津、石廊、室戶、

那智、伊五六
（驅四二）

大坂(驅四)
神戸(足柄)、(伊二四)、(伊六一)、(伊四)
江田内木曾
舞鶴吾妻
吾妻多摩

【舞鶴】
吾妻多摩
呂三一▲

海軍公報 第四百二十七號 昭和三年六月八日

五八三

海軍公報 第四百二十八號

昭和三年六月九日(土)

海軍大臣官房

○辭令

舞鶴要港部附海軍技手 近藤年
吳海軍工廠附ヲ命ス

海軍艦政本部附同 長井安式
舞鶴要港部附ヲ命ス(以上請海軍省)

佐世保海軍經理部部員

海軍主計少佐 豊城親史

艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

木寺寛爾

艦隊經費分任出納官吏ヲ免ス(以上請海軍省經理局
支出官)

○ 艇船所在

▲印ハ「ハセ」ノ
指定ヲ要セ

○六月九日午前十時調
【横須賀】千早、筑摩、榛名、日進、阿蘇、
佐々木、日置、上武、五十嵐、春日、
吳、霧島

大 淩 矢風、澤風
奥 鶴見
ソボチナヤ 峯風
霧島 沖風
伊勢、鬼怒、幾間、韓崎、平戸、勝力

千早々	筑摩	檜名	日進	阿蘇
磐手	北上	加賀	山城	五十鈴
加古	△赤城	鳳翔	春日	
桂	楓	△驅一	野風	沼風
波一	波二	波九	波風	波風
呂一二	呂一三	呂五五	△呂二二	呂二二
呂二〇	呂二一	呂五七	呂五八	呂五九
呂五九	伊一	△伊二二	伊二一	

（那智）	（伊五六）	隱戸	野島、劍埼、朝日、攝津、石廊、室戸、	呂一五、呂二七、呂一八、呂一九、伊五八	呂五一、呂五三、呂一六、呂一四、	呂一、呂二五、呂五二、呂五六、呂五四、	波三、波四、波五、波六、波七、波八、	波、時津風、天津風、磯風、濱風	霧島▲、伊勢、鬼怒、淺間、韓崎、平戸、勝力	区
------	-------	----	--------------------	---------------------	------------------	---------------------	--------------------	-----------------	-----------------------	---

本
阪
（駕四二）
戸
（足柄）、（伊二四）、（伊六一）（伊四）

本因 桐櫻 檜
阪 (驅四三)
戸 (足柄)、(伊三四)、(伊六一) (伊四)

小松島 ▶ 那珂
江田内 木曾
別府 口水無月
鶴吾妻 ▲ 多磨

内島郡木曾水無月
内島郡木曾水無月
内島郡木曾水無月
内島郡木曾水無月

佐世保（駆三五）
若宮、龍田、夕張、山良、川内、長良

(鼎三五)

浦	横濱	(驅三六)
賀	滿州	(驅四一)
（驅四三）	（驅四三）	伊勢灣
（驅二八、	金剛、比叡、衣笠、古鷹、青葉、名取、長鯨	口
驅二一、	驅二七、驅二九、驅三〇、	伊二、伊三、伊五一、伊五二、伊五五、伊五三、伊五四、

【佐世保】 (昭三五)
若宮、龍田、夕張、山良、川内、長良
呂輩、**蓑**、**董**
呂二、**呂三四**、**呂三一**、**呂三**、**呂四**、
呂五、**呂三二**、**呂九**、**呂三〇**、
呂六〇、**呂六一**、**呂六二**

海軍公報 第四百一十八號 昭和三年六月九日

海軍公報 第四百二十九號

昭和三年六月十一日(月)

海軍大臣官房

○辭令

海軍中佐 飯田 干城

横須賀海軍工廠所掌職工教育業務ヲ嘱託ス
但報酬月額百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(十六切)

海軍省)

○雜款

○特務艦室戸行動豫定		地名	着
吳	横須賀		
佐	舞	山	六月十八日
世	横	須	六月二十三日
鶴	西	賀	六月二十八日
山	佐	山	七月一日
德	吳	須	七月四日
舞	横	賀	七月九日
佐	西	山	七月十三日
世	須	須	七月十四日
鶴	賀	賀	七月十九日
山	山	山	七月二十四日
德	横	横	七月二十九日
舞	佐	須	七月三十一日
佐	世	賀	八月十六日
世	鶴	山	八月二十一日
鶴	山	須	八月二十二日
山	德	賀	八月二十三日
德	舞	山	八月二十八日
舞	佐	須	八月二十九日
佐	世	賀	八月三十日
世	鶴	山	八月三十一日
鶴	山	須	九月一日
山	德	賀	九月二日
德	舞	山	九月三日
舞	佐	須	九月四日
佐	世	賀	九月五日
世	鶴	山	九月六日
鶴	山	須	九月七日
山	德	賀	九月八日
德	舞	山	九月九日
舞	佐	須	九月十日
佐	世	賀	九月十一日
世	鶴	山	九月十二日
鶴	山	須	九月十三日
山	德	賀	九月十四日
德	舞	山	九月十五日
舞	佐	須	九月十六日
佐	世	賀	九月十七日
世	鶴	山	九月十八日
鶴	山	須	九月十九日
山	德	賀	九月二十日
德	舞	山	九月二十一日
舞	佐	須	九月二十二日
佐	世	賀	九月二十三日
世	鶴	山	九月二十四日
鶴	山	須	九月二十五日
山	德	賀	九月二十六日
德	舞	山	九月二十七日
舞	佐	須	九月二十八日
佐	世	賀	九月二十九日
世	鶴	山	九月三十日
鶴	山	須	十月一日
山	德	賀	十月二日
德	舞	山	十月三日
舞	佐	須	十月四日
佐	世	賀	十月五日
世	鶴	山	十月六日
鶴	山	須	十月七日
山	德	賀	十月八日
德	舞	山	十月九日
舞	佐	須	十月十日
佐	世	賀	十月十一日
世	鶴	山	十月十二日
鶴	山	須	十月十三日
山	德	賀	十月十四日
德	舞	山	十月十五日
舞	佐	須	十月十六日
佐	世	賀	十月十七日
世	鶴	山	十月十八日
鶴	山	須	十月十九日
山	德	賀	十月二十日
德	舞	山	十月二十一日
舞	佐	須	十月二十二日
佐	世	賀	十月二十三日
世	鶴	山	十月二十四日
鶴	山	須	十月二十五日
山	德	賀	十月二十六日
德	舞	山	十月二十七日
舞	佐	須	十月二十八日
佐	世	賀	十月二十九日
世	鶴	山	十月三十日
鶴	山	須	十一月一日
山	德	賀	十一月二日
德	舞	山	十一月三日
舞	佐	須	十一月四日
佐	世	賀	十一月五日
世	鶴	山	十一月六日
鶴	山	須	十一月七日
山	德	賀	十一月八日
德	舞	山	十一月九日
舞	佐	須	十一月十日
佐	世	賀	十一月十一日
世	鶴	山	十一月十二日
鶴	山	須	十一月十三日
山	德	賀	十一月十四日
德	舞	山	十一月十五日
舞	佐	須	十一月十六日
佐	世	賀	十一月十七日
世	鶴	山	十一月十八日
鶴	山	須	十一月十九日
山	德	賀	十一月二十日
德	舞	山	十一月二十一日
舞	佐	須	十一月二十二日
佐	世	賀	十一月二十三日
世	鶴	山	十一月二十四日
鶴	山	須	十一月二十五日
山	德	賀	十一月二十六日
德	舞	山	十一月二十七日
舞	佐	須	十一月二十八日
佐	世	賀	十一月二十九日
世	鶴	山	十一月三十日
鶴	山	須	十二月一日
山	德	賀	十二月二日
德	舞	山	十二月三日
舞	佐	須	十二月四日
佐	世	賀	十二月五日
世	鶴	山	十二月六日
鶴	山	須	十二月七日
山	德	賀	十二月八日
德	舞	山	十二月九日
舞	佐	須	十二月十日
佐	世	賀	十二月十一日
世	鶴	山	十二月十二日
鶴	山	須	十二月十三日
山	德	賀	十二月十四日
德	舞	山	十二月十五日
舞	佐	須	十二月十六日
佐	世	賀	十二月十七日
世	鶴	山	十二月十八日
鶴	山	須	十二月十九日
山	德	賀	十二月二十日
德	舞	山	十二月二十一日
舞	佐	須	十二月二十二日
佐	世	賀	十二月二十三日
世	鶴	山	十二月二十四日
鶴	山	須	十二月二十五日
山	德	賀	十二月二十六日
德	舞	山	十二月二十七日
舞	佐	須	十二月二十八日
佐	世	賀	十二月二十九日
世	鶴	山	十二月三十日
鶴	山	須	一月一日
山	德	賀	一月二日
德	舞	山	一月三日
舞	佐	須	一月四日
佐	世	賀	一月五日
世	鶴	山	一月六日
鶴	山	須	一月七日
山	德	賀	一月八日
德	舞	山	一月九日
舞	佐	須	一月十日
佐	世	賀	一月十一日
世	鶴	山	一月十二日
鶴	山	須	一月十三日
山	德	賀	一月十四日
德	舞	山	一月十五日
舞	佐	須	一月十六日
佐	世	賀	一月十七日
世	鶴	山	一月十八日
鶴	山	須	一月十九日
山	德	賀	一月二十日
德	舞	山	一月二十一日
舞	佐	須	一月二十二日
佐	世	賀	一月二十三日
世	鶴	山	一月二十四日
鶴	山	須	一月二十五日
山	德	賀	一月二十六日
德	舞	山	一月二十七日
舞	佐	須	一月二十八日
佐	世	賀	一月二十九日
世	鶴	山	一月三十日
鶴	山	須	二月一日
山	德	賀	二月二日
德	舞	山	二月三日
舞	佐	須	二月四日
佐	世	賀	二月五日
世	鶴	山	二月六日
鶴	山	須	二月七日
山	德	賀	二月八日
德	舞	山	二月九日
舞	佐	須	二月十日
佐	世	賀	二月十一日
世	鶴	山	二月十二日
鶴	山	須	二月十三日
山	德	賀	二月十四日
德	舞	山	二月十五日
舞	佐	須	二月十六日
佐	世	賀	二月十七日
世	鶴	山	二月十八日
鶴	山	須	二月十九日
山	德	賀	二月二十日
德	舞	山	二月二十一日
舞	佐	須	二月二十二日
佐	世	賀	二月二十三日
世	鶴	山	二月二十四日
鶴	山	須	二月二十五日
山	德	賀	二月二十六日
德	舞	山	二月二十七日
舞	佐	須	二月二十八日
佐	世	賀	二月二十九日
世	鶴	山	二月三十日
鶴	山	須	三月一日
山	德	賀	三月二日
德	舞	山	三月三日
舞	佐	須	三月四日
佐	世	賀	三月五日
世	鶴	山	三月六日
鶴	山	須	三月七日
山	德	賀	三月八日
德	舞	山	三月九日
舞	佐	須	三月十日
佐	世	賀	三月十一日
世	鶴	山	三月十二日
鶴	山	須	三月十三日
山	德	賀	三月十四日
德	舞	山	三月十五日
舞	佐	須	三月十六日
佐	世	賀	三月十七日
世	鶴	山	三月十八日
鶴	山	須	三月十九日
山	德	賀	三月二十日
德	舞	山	三月二十一日
舞	佐	須	三月二十二日
佐	世	賀	三月二十三日
世	鶴	山	三月二十四日
鶴	山	須	三月二十五日
山	德	賀	三月二十六日
德	舞	山	三月二十七日
舞	佐	須	三月二十八日
佐	世	賀	三月二十九日
世	鶴	山	三月三十日
鶴	山	須	四月一日
山	德	賀	四月二日
德	舞	山	四月三日
舞	佐	須	四月四日
佐	世	賀	四月五日
世	鶴	山	四月六日
鶴	山	須	四月七日
山	德	賀	四月八日
德	舞	山	四月九日
舞	佐	須	四月十日
佐	世	賀	四月十一日
世	鶴	山	四月十二日
鶴	山	須	四月十三日
山	德	賀	四月十四日
德	舞	山	四月十五日
舞	佐	須	四月十六日
佐	世	賀	四月十七日
世	鶴	山	四月十八日
鶴	山	須	四月十九日
山	德	賀	四月二十日
德	舞	山	四月二十一日
舞	佐	須	四月二十二日
佐	世	賀	四月二十三日
世	鶴	山	四月二十四日
鶴	山	須	四月二十五日
山	德	賀	四月二十六日
德	舞	山	四月二十七日
舞	佐	須	四月二十八日
佐	世	賀	四月二十九日
世	鶴	山	四月三十日
鶴	山	須	五月一日
山	德	賀	五月二日
德	舞	山	五月三日
舞	佐	須	五月四日
佐	世	賀	五月五日
世	鶴	山	五月六日
鶴	山	須	五月七日
山	德	賀	五月八日
德	舞	山	五月九日
舞	佐	須	五月十日
佐	世	賀	五月十一日
世	鶴	山	五月十二日
鶴	山	須	五月十三日
山	德	賀	五月十四日
德	舞	山	五月十五日
舞	佐	須	五月十六日
佐	世	賀	五月十七日
世	鶴	山	五月十八日
鶴	山	須	五月十九日
山	德	賀	五月二十日
德	舞	山	五月二十一日
舞	佐	須	五月二十二日
佐	世	賀	五月二十三日
世	鶴	山	五月二十四日
鶴	山	須	五月二十五日
山	德	賀	五月二十六日
德	舞	山	五月二十七日
舞	佐	須	五月二十八日
佐	世	賀	五月二十九日
世	鶴	山	五月三十日
鶴	山	須	六月一日
山	德	賀	六月二日
德	舞	山	六月三日
舞	佐	須	六月四日
佐	世	賀	六月五日
世	鶴	山	六月六日
鶴	山	須	六月七日
山	德	賀	六月八日
德	舞	山	六月九日
舞	佐	須	六月十日
佐	世	賀	六月十一日
世	鶴	山	六月十二日
鶴	山	須	六月十三日
山	德	賀	六月十四日
德	舞	山	六月十五日
舞	佐	須	六月十六日
佐	世	賀	六月十七日
世	鶴	山	六月十八日
鶴	山	須	六月十九日
山	德	賀	六月二十日
德	舞	山	六月二十一日
舞	佐	須	六月二十二日
佐	世	賀	六月二十三日
世	鶴	山	六月二十四日
鶴	山	須	六月二十五日
山	德	賀	六月二十六日
德	舞	山	六月二十七日
舞	佐	須	六月二十八日
佐	世	賀	六月二十九日
世	鶴	山	六月三十日
鶴	山	須	七月一日
山	德	賀	七月二日
德	舞	山	七月三日
舞	佐	須	七月四日
佐	世	賀	七月五日
世	鶴	山	七月六日
鶴	山	須	七月七日</

○ 艦船所在

▲印ハ「ハホ」ノ
指定ヲ要セズ

○六月十一日午前十時調
【横須賀】

千早、筑摩、榛名、日進、阿蘇、
磐手、北上、加賀、山城、五十鈴、春日、
加古、赤城、鳳翔、

桂、楓、日驅一、野風、沼風、波風、
区灘風、汐風、島風、夕風、太刀風、帆風、
区驅三、驅五、驅七、驅九、区杉、松、柏、
榎、駆十三、区梅、楠、

波一、波二、波九、波一〇、呂一一、
呂一二、呂一三、呂五五、区呂二三、
呂三〇、呂二一、区呂五七、呂五八、
呂五九、伊一、区伊二三、伊二一、
伊二三、

区掃一、掃二、掃三、掃四、
富士、松江、大泊、青島、高崎

【石川島】
【横濱】
【浦賀】

(驅四一)
(妙高)
(驅三六)

【満州】
(驅四三)

【伊勢湾】
口金剛、比叡、衣笠、古鷹、青葉、名取、
区驅二八、驅二七、驅二九、驅三〇、
区伊二、伊三、区伊五一、伊五二、区伊五四、
伊五三、伊五四

【舞鶴】
【江田内】
【山内】

(驅四二)
(足柄)、(伊二四)、(伊六一)、(伊四)
(那智)、(伊五六)

▲多摩

【出木】
【大坂】
【神戸】
【小松島】
【長門】
【陸奥】
【扶桑】
【日向】
【那珂】
【天龍】
【迅鯨】
【驅四】
【驅六】
【驅八】
【区藤】
【萩】
【薄】
【萬】
【櫛】
【呂六八】
【呂六三】
【呂六四】
【呂六六】
【呂六五】
【呂六七】
【間宮】
【早瀬】
【木曾】
【吾妻】
【多摩】

【大湊】
【イチャ】
【ウスチカム】
【吳】
【大】
【ミサカ】
【区峯風】
【鶴見】
【矢風】
【澤風】
【沖風】

波三、波四、波五、波六、波七、波八、
呂一、呂五二、呂五三、呂五六、呂五四、
呂五、呂一六、呂一四、
呂一五、呂一七、呂一八、呂一九、伊五八、
野島、劍崎、朝日、攝津、石廊、室戸、
隱戸

𠂔梨一、竹、縱、𠂔驅一六、驅一〇、驅二、
伏鴟田、蟻蛾

比良、
驅、
一、
驅、
七三

龍天塘大秦皇
口津沾沾島
巨
蓮桑檳櫟常磐江風
椿
葵

濟州治宇膠菊淀

(五月二十七日) ポートコスター發一徳山へ
（一目）ボノルル發一桑港へ

上 海 ▶ 和機
吳 澄 ▶ 口梅、榆、浦風
神通

(八日佐世保發「基隆」)
(八日「カブラン」發「オハ」)
(九日由本徵「小松島」)
(九日在世保發「青島」)

**〔南〕
燕湖** 阿武隈
**〔漢〕
江口** 桃安宅
〔矢矧〕 柳

山風、楂、櫻
（十日仁川發—鎮海）
巨時津風、天津風、磯風、濱風、巨呂二七、
八、呂二八、呂二五
（十一日吳發—伊豫灘）
（十二日釜山發—作業地）

海軍公報 第四百三十號

昭和三年六月十二日(火)

海軍大臣官房

○令達

官房第二〇八四號
昭和三年度歲出科目左ノ通追加ス

昭和三年六月十二日

海軍大臣

款	項	目	節	解	疏	款	項	目	節	解	疏
(小演) (習費)	(小演) (習費)	(小演) (習費)				(海軍火薬廠) (作業費)	(事業) (研究費及)				
歲出臨時部	建築費					電信略號	試驗費				
海軍大臣											
ケナ	ケナ										
海軍火薬廠作業會計											
官房第二〇八七號											
昭和三年度歲出科目左ノ通追加ス											
昭和三年六月十二日											
海軍大臣											
款	項	目	節	解	疏	款	項	目	節	解	疏
(海軍燃料) (作業費)	(事業) (試驗費及)					(海軍燃料) (作業費)	(事業) (研究費及)				
×						電信略號	試驗費				
慰勞金											
シヨ											
海軍燃料廠作業會計											
官房第二〇八七號											
昭和三年度歲出科目左ノ通追加ス											
昭和三年六月十二日											
海軍大臣											

1217

○出發
在英國 海軍機關中尉 福谷英二
同六月二十八日東京發
標名丸

其ノ後ハ 奥

×	職工人夫	シタ
×	試驗研究費	シレ
×	委託費	シツ

尙一般會計歲出經常部諸支出金ノ款、同項、死傷手當ノ目、解疏中「明治十二年太政官達第四號、同三十年勅令第百四十三號」ヲ削除シ「昭和三年勅令第百九號」ヲ追加ス

○雜 款

○驅逐艦革行動豫定

地名 着

佐世保 中城灣 六月十三日 發
佐世保 中城灣 六月十二日

十六日
十七日

○郵便物發送先

特務艦隱戸宛
六月十六日迄ニ到達見込ノモノハ 吳
七月十二日迄ニ同 吳
山 德

〔佐世保〕若宮、龍田、夕張、由良、川内、長良
菱、董、羽風、秋風
呂二、呂三四、呂三、呂三、呂四、
呂五、呂三二、呂二九、呂三〇、
呂六〇、呂六一、呂六二
敷島▲、佐多▲、襟裳▲

江風、葵
海風、山風、檣、櫓

芝罘

能登呂、鳴
利根、神通

吳鎮松江區櫟柿栗梅榆浦園
九蕪京湖柳榆阿武限桃安宅
漢口江榧矧

神威	（五月二十七日「ボートコスター」發—德山へ）
知床	（四日「セブ」發—德山へ）
出雲、八雲	（七日「バタビヤ」發—「フリーマントル」へ）
駒橋	（八日佐世保發—基隆へ）
洲崎	（八日「カブラン」發—「オハ」へ）
櫻、樺	（九日串本發—小松島へ）
桑	（十一日天津發—坊沾へ）
時津風、天津風、磯風、濱風、呂	呂二七、呂二六、
呂二八	（十一日吳發—伊豫灘へ）
大和	（十一日釜山發—作業地へ）
早鞆	（十二日佐世保發—中城灣へ）
早鞆	（十二日德山發—佐世保へ）

廣沙夏福溫重萬宜沙長
東頭門州州慶縣昌市沙
邑邑邑邑邑邑邑邑
宇驅驅驅谷堅勢烏伏見田
治三一一風田多羽見
一五一、比保津
驅驅驅良
三三七三
驅三四

1220